

県内産業の展望

(その 17)

—昭和恐慌期(2)—

県統計課 横須賀 弘

第1次世界大戦後の慢性的不況は昭和2年の金融恐慌から、さらに昭和4年の世界恐慌をむかえて一層深刻さを増したのであります。すなはち、貿易の逆調は年ごとに激しくなつたのでありますが、当時の政府はこのような原因を物価高にあるとして財政緊縮、財界整理の方針をとつたので、産業界は国内購買力の低下になやまされ輸出も外国為替相場の変動のため伸びなやみ、大きな生産規模に対して需要は下回り、生産制限が全産業に波及するにおよんで、倒産、合併、買収等が相つぎ、企業集積が進んだと見られたのであります。また、為替相場の低落と輸出の減退のなかで政府は昭和5年1月金輸出禁止をといたのでありますが、これと時期を同じくして深夜業を廃止したということは、すでに活発化しつつあつた大企業の合理化を一層促進させることになつたのであります。そして昭和6年に重要産業統制法が制定され、カルテル統制が強化されたのであります。他方、中小工業は金融恐慌後、もつとも関係の深かつた地方銀行、中小銀行の没落整理が急速に進んだため、極度の金融難におちいり窮乏化をよぎなくされたのであります。そのため、金融対策が強化されるとともに、世界恐慌下の中小工業対策として従来の重要輸出品工業組合法が改正され

(第1表) 年次別生産額

年次	生産額
昭和1年	5,995
2年	6,138
3年	6,515
4年	7,199
5年	6,708
6年	6,898

百万円

対象も国内一般に拡大、アウトサイダーの規則を全産業組合法が制定されたのであります。

それでは、この期間における国内の生産額の推移をみますと、第1表のとおり昭和4年まで漸増をつづけたのでありますが、昭和4年の世界恐慌、5年の金融恐慌を経てそれ以後は停滞にむかい漸減乃至は横ばいをつづけたのであります。

また従業者についても第2表のとおり昭和3年まで増加をつづけたのち、4年以降は停滞にむかつたのであります。

(第2表) 年次別従業者数

年次	従業者数
昭和1年	2,062千人
2年	2,063
3年	2,133
4年	2,056
5年	1,875
6年	1,842

こうした国内の情勢のなかで県内の生産額ならびに従業者数の推移をみてみましょう。

(第3表) 県内の年次別生産額・従業者数

年次	生産額	従業者数
昭和1年	56,040	22,600
2年	56,611	17,900
3年	62,253	17,900
4年	55,701	14,900
5年	36,217	13,600
6年	31,498	13,200

千円

第3表でも恐慌の影響は国内よりも地域的にみると深刻なことがわかります。第1図は昭和1年を基準とした場合のそれぞれの比較であります。国は、1年～3年は微増がみられたのに対し、県内は2年以後漸減を続け、昭和8年にいたりわずかに増勢がみられたということが目立ちます。こうした生産の実態は後に詳しくみてみることにしましょう。

つとも工場統計は昭和4年以降同13年まで、従前の5人以上の工場のほか4人以下でも「5人以上の職工を使用しうる設備を有する工場」が新たに追加された（第4表のとおり工場数は昭和4年801工場で前年467工場の増加（前年対比239.8%）をみてもわかります。）この期間を通して生産額、従業者数等の推移をみる場合には、昭和4年以降を3年以前よりも少なにおさえてみる必要があります。したがって、この恐慌期における生産額、従業者数は上掲の第1表及び第2表が示すよりも昭和4年以降は低くおさえておくべきでしょう。

（第4表） 県内年次別工場数

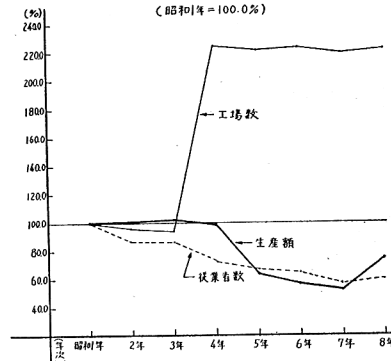
年次	工場数	前年対比
昭和1年	357	100.0
2年	343	96.1
3年	334	97.4
4年	801	239.9
5年	794	99.1
6年	818	103.0

このように工場統計も大きな改正がみられたわけですが、当時の工場統計の沿革について少しふれてみましょう。

現在の工業統計は明治42年の工場統計報告規則により農商務統計から独立して以来現在にいたっているわけですが、工業を含めた生産統計とみられるものをみてみますと、明治3年9月民部省達によつて府県

に調査を命じた「物産表」があります。この物産表は明治4年7月には大蔵省へ、明治6年11月には内務省へ移管されたのでありますが、明治8年には内務省より「府県物産表」として刊行されたのであります。その後は数次の改正を経て明治27年には農商務統計報告規程に切り替えられ、職工10人以上の工場について、工場票という個票によつて調査することになったのであります。それから明治42年にはこれまでの農商務統計報告規程による調査から分離して、新たに独立の省令をもつて工場統計報告規則が制定され、従前の他計式の調査を改め、工場主からの自計申告制度による工場調査に発展したのであります。当時の工場調査は職工5人以上を使用する工場を対象としたもので、生産統計としてよりは、むしろ労働統計としての色彩が濃かつたのであります。ついで、昭和4年には軍需工業調査を工場統計調査のうちに吸収するとともに、調査の内容を充実し、根拠法規も資源調査法に基く調査となつたのであります。したがつて調査の基調は従来の労働統計の色彩をもつた工場調査よりも生産および設備にかんする調査事項を整備したのであります。また、前にも解れましたように、調査の範囲も従前の職工5人以上の工場のほかに、4人以下でも5人以上の職工を使用しうる設備を有する工場が新たに追加されたのであります。

（第1図） 工場数・従業者数・生産額の推移
（昭和1年=100.0%）



統計法における「申告の義務」について

県統計課 星

宏

統計調査に従事していて、時には、あつてなきがごとき感覚をもつて接する「統計関係法規」の重要点の一部にふれてみたい。統計関係法は大別して統計組織法と統計作用法からなつている。前者は統計行政の主体に関するものであり、後者は統計行政の主体が統計調査を実施する内容に関するものである。統計作用を律する主なものは統計法と統計報告調整法の2つとみてよからう。

今回は統計法についての解釈上重要と思われる統計法第5条「申告義務」に親しむことにする。

第5条「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は指定統計調査のため人又は法人に対して申告を命ずることができる」として、人又は法人に対して申告の義務を課している。ここで問題になるのは憲法第38条1項「何人も自己に不利益な供述を強要されない……」との関係である。憲法の解説書によると「自己に不利益な供述とは自分が刑罰を科せられることの根拠となる事実の供述をいうのであつて、単に財産または名誉に関する不利益をもたらす供述は含まない。」また「この精神は、刑事事件において訊問を受ける者一般に関する規定である……」との解釈からして、憲法にもられる精神は過去に於ける（旧憲法）、人権侵害に対する人権保障に関する規定であり、一方本条の意図するところはあくまでも真実性の確保であつて、申告義務を否定するものでないと解してよい。

以上この精神を守るために第13条「実地調査」、第14条「秘密の保護」をみる必要がある。

第13条実地調査「必要な場所に立ち入り、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得た事項について、検査をなし調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない」

即ち、この規定は申告の内容に著しいたがひがある場合、その内容の正確さを調べるための規定である。従つて本条の目的は、犯罪の捜査、徴税のために設けられたものでなく、いわゆる統計行政の執行を適正ならしめるために限定すべきである。

指定統計に於てこのように申告の義務を課し、その協力を求める点にかんがみ、申告の事実を秘密にする必要

があり、その精神が第14条「秘密の保護」である。指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の者に秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。」

側人の秘密が保護されるべきことは、憲法の精神からも明らかであり、公務員は一般に執務上知り得た秘密を守る義務を負う。（国家公務員法100条）、（地方公務員法34条）そこで本条に於て申告の真実性を確保することにこの宣言的規定がおかれたのである。

ここで問題になるのは本条の秘密に属する事項とはいかなるものか、その範囲、限界である。この規定からその限界を知ることができず、議論の余地がある。一般的には、①主観説—「本人が秘密を主張するものとする」説である。この説は本人の秘密を守る点では適切であるが、各個人よりその差があり一般性にかける秘密が明らかにするのが困難である。

②客観説—「客観的にみて秘密と思われる事項とする」この説は①主観説の欠点を補うのによいが個人秘密保護の点からみると十分とは云えない。この両説を衷した説もあるが結論されないのが事実ではないのか。一般的には社会的通念に従い、具的事項について問題が提起された場合、裁判所の結論を待つところであろう。

次に秘密に属する事項を保護する方法である。本条「秘密に属する事項は調査票に記載されているものについては「調査に従事した者その他の者が知つた事項」については「調査に従事した者その他の者が知つた事項」である。この両者が守らなければならない。後者については前述のとおり（国家公務員法100条1項、地方公務員法34条）調査に従事した「公務員」その他職務上知り得た「公務員」はその秘密を守る義務を負う。職後も然りである。

前者については多くの議論の余地がある。指定統計に於ては以上の様に申告の義務を課し、真実性を確保するため実地調査を行なう。そして本条を保護するための秘密が守られ、加えて、第19条には罰則規定がある。指定統計のバックボーンとも見られるこの規定の頭におき、正確な、真実性ある、しかもすみやかに調査が実施されるよう痛感する次第です。

盆 栽 観

県統計課 横田正弘



盆栽趣味というものが盛んで、老いも若きもわが庭先に愛木を並べて楽しんでいる。大へん結構な感じがします。現在のような殺ばくな社会では特にそのような気がし、大いに推奨すべきことだと思えます。私も若干の草木をあつめて楽しんでおりますが、毎朝水をかけたり、肥料を与えたりしていると、世の喧騒を忘れ無我の境になり、自分の心の安定と浄化を感ずるような気がする。

自然から離れることはできない。また自から求めようもない。

趣味ばかりでなく、そもそも、趣味とか道楽というもの自体、身心の浄化、安定と人間的向上を希い求めているものであると思う。このように身心の浄化、安定向上をねがい、趣味の範囲が広がり、多くの人が何らかの心のより所を求めるようになった原因は、私の考えかもしれないが現在の社会環境にあるように思われる。これは世の中があまりにも騒々しいからだと思われ、地球の一角では国と国が争い、また民族間の闘いや思想の相克があり、国内でも政治、経済、高物、交通事故、天災地変など物騒な時代であり、個人個人の生活が、いろいろな面で苦しくなり、希望が押し流され、生きるのにきゆうきゆうとし、刹那的な生き方を追求するような社会が生まれようとし、また、それに生きなければならない宿命にある。そういつた社会に対する反抗か逃避かはよく分らないが、一部そのようなものが作用して趣味の世界に入る人はかなりあるのではないかと思う。

いずれにしても社会環境からの影響もあつて趣味道楽が盛んになり、静かな盆栽ブームなどというようなものが出現したのではないだろうか。

結局、社会の反映だろうが、若い人はバカンスとかレジャーとかいつてマスコミの波にのり、中老年の人もそれぞれ適当な趣味や道楽に自分の安住の場所を求めようとしている。

ともあれ、趣味を持たない人は可愛そうだと思う。

乾燥で金銭だけを頼りで生きているような人がいる。このような人は主に利己主義にはしりやすく、他を慮りみず我利我利亡者になる。案外このような人が経済力にもものをいわせて中をきかせているのが現今であるかもしれない。

盆栽からそれてしまつたが、盆栽とは自然の景観な

り状態を一側の容器に収めたり、わが庭に植え込んで倭性にしたたり刈りこんだりして自然の情景を楽しむものである。

自然の情景を楽しむ以上は自然を理解しなければならない、そこに盆栽をする心があり、美しさがあると思う。盆栽を愛することは自然を愛することであり、人格の陶冶に大いに役たち、楽しみながら修養することができる。人生は絶えず反省と前進の連続である。またそうあらねばならない。そして磨かれながら成長するものである。人の人たるゆえんもここにある。

よく盆栽を、趣味と実益をかねて売つたり買つたりする人があるが、現在のような社会では生活の足しにするのもやむを得ないこともあろう。しかし、盆栽道からみるならば、それは本来の姿ではない。

盆栽や草木を商品として栽培生産することは農業の一部であり、また商品として商行為の対象にするのは、すでに盆栽を楽しむのではなく商売化している。このようなことはここでは述べる考えはない。

……………<>……………

盆栽というものは、その木の性質によつて土質、温度、通風、肥料など適当に与えないと、よい盆栽にはならないのである。人が子供を育てるのにあまり性急になると感情が先だつて真の子弟教育はできないように、長い目で愛情と知識をそそいでではじめて盆栽は応えてくれるのである。そういう点で盆栽は正直で、はつきりその愛育の効果をあらわしてくれる。

一時的な気まぐれで盆栽を始めてみても、それは目標とか根気がないから長つづきしない。一に平常の盆栽に対する愛情が欠けると愛木は育たない。

よく自分の子は可愛がるが、他人の子は愛せない人がいる、特に島国である日本人にはこのような傾向が多い。まあ貧乏で生存競争が激しいから自然このようになるのであろうが、このような人は盆栽をも愛することはできない。貯金でもした方がよいように思われる。

……………<>……………

盆栽を愛するに老若はない。若い人の盆栽熱が盛んになることは結構なことであると思う。盆栽を愛するという崇高な心が、現今の混とんとした社会を幾分でも明るく、住みよい環境にしていくことと思う。そのように盆栽愛のエネルギーを自分のみに止めておかず、よりよい社会建設のために放出することが人それぞれの生がよいともなると考える。